

## 司法修習生に関する規則

発令：昭和23年8月18日最高裁判所規則第15号

最終改正：令和1年7月9日最高裁判所規則第1号

改正内容：令和1年7月9日最高裁判所規則第1号[令和1年7月9日]

### ○司法修習生に関する規則

[昭和二十三年八月十八日最高裁判所規則第十五号]

司法修習生に関する規則を次のように定める。

## 司法修習生に関する規則

### 第一章 総則

[統轄]

第一条 司法研修所長は、修習の全期間を通じて、修習に関しては、司法修習生を統轄する。

[兼職禁止]

第二条 司法修習生は、最高裁判所の許可を受けなければ、公務員となり、又は他の職業に就き、若しくは財産上の利益を目的とする業務を行うことができない。

[秘密を守る義務]

第三条 司法修習生は、修習にあたつて知つた秘密を漏らしてはならない。

### 第二章 修習

[修習の基準]

第四条 司法修習生の修習については、高い識見と円満な常識を養い、法律に関する理論と実務を身につけ、裁判官、検察官又は弁護士にふさわしい品位と能力を備えるように努めなければならない。

[実務の修習]

第五条 司法修習生は、修習期間のうち、少なくとも十箇月は実務を修習しなければならない。

② 前項の実務修習の修習期間のうち、少なくとも、四箇月は裁判所で、二箇月は検察庁で、二箇月は弁護士会で修習しなければならない。

③ 第一項の実務修習の時期及び場所は、司法研修所長が、これを定める。

[修習期間の算定]

第六条 司法修習生が病気その他の正当な理由によつて修習しなかつた四十五日以内の期間は、これを修習した期間とみなす。

[実務修習の委託]

第七条 実務修習は、司法研修所長が、地方裁判所、地方検察庁又は弁護士会に委託して、これを行わしめる。

② 司法研修所長は、前項の実務修習を高等裁判所又は高等検察庁に委託して行わしめることができる。

③ 司法研修所長は、第一項の規定により弁護士会に実務修習を委託する場合には、日本弁護士連合会にその旨の通知をしなければならない。

[監督の委託]

第八条 最高裁判所は、実務修習の間、司法修習生に対する監督を高等裁判所長官、地方裁判所長、検事長、検事正又は弁護士会長に委託する。

[連絡義務等]

## 参考資料2

第九条 実務修習の委託を受けた高等裁判所、地方裁判所、高等検察庁、地方検察庁及び弁護士会は、常に司法研修所と緊密な連絡を保ち、適当な修習をさせるように留意しなければならない。

- ② 司法研修所は、高等裁判所、地方裁判所、高等検察庁、地方検察庁及び弁護士会の修習の担当者を召集して、修習に関し協議を行うことができる。
- ③ 第七条第三項の規定は、前項の規定により協議を行う場合に準用する。

### [報告]

第十条 実務修習の委託を受けた高等裁判所の長官、地方裁判所の所長、高等検察庁の検事長、地方検察庁の検事正及び弁護士会の会長は、実務修習を終えた際、修習事項の大要、成績、行状その他参考となる事項を司法研修所長に報告しなければならない。

### [任意規定]

第十一條 司法研修所は、この規則に定めるもの外、修習に関して必要な事項を定めることができる。

- ② 高等裁判所、地方裁判所、高等検察庁、地方検察庁及び弁護士会は、この規則に定めるもの又は司法研修所が前項の規定によつて定めるもの外、それぞれ各所又は各会における修習に関して必要な事項を定めることができる。
- ③ 高等裁判所長官、地方裁判所長、検事長、検事正及び弁護士会長は、前項の事項を定めたときは、これを司法研修所長に報告しなければならない。

## 第三章 考試

### [司法修習生考試委員会]

第十二条 裁判所法（昭和二十二年法律第五十九号。以下「法」という。）第六十七条第一項の試験を行うため、最高裁判所に司法修習生考試委員会（以下「委員会」という。）を常置する。

- ② 委員会は、委員長及び委員若干名でこれを組織し、委員長がその事務を掌理する。
- ③ 委員長は、最高裁判所長官を以てこれに充て、委員は、裁判官、検察官、司法研修所教官、弁護士その他適當な者の中から、最高裁判所が、これを委嘱する。
- ④ 委員会に書記を置く。

### [考查委員]

第十二条の二 最高裁判所は、特に必要があると認めるときは、考查委員を委嘱することができる。

- ② 考査委員は、考試の実施に関し、委員長が特に命じた事務を行なう。

### [修習成績の報告]

第十三条 司法研修所長は、考試の前に、修習の成績を委員会に報告しなければならない。

- ② 前項の報告には、第十条により高等裁判所長官、地方裁判所長、検事長、検事正及び弁護士会長の提出した実務修習に関する報告書を添附しなければならない。

### [考試]

第十四条 委員会は、裁判、検察及び弁護士事務の実務その他必要な事項について考試を行う。

### [考試の方法及び期日]

第十五条 考試の方法及び期日は、委員会がこれを定める。

### [合否の判定]

第十六条 委員会は、司法研修所長が報告した修習成績と考試の結果によつて、合格、不合格

を定め、委員長は、これを最高裁判所に報告しなければならない。

#### 第四章 罷免等

##### 〔罷免等の事由〕

第十七条 法第六十八条第一項の最高裁判所の定める事由は、次に掲げる事由とする。

- 一 成績不良又は心身の故障により、修習を継続することが困難であるとき。
  - 二 禁錮以上の刑に処せられたとき。
  - 三 破産手続開始の決定を受けたとき。
  - 四 本人から願出があつたとき。
  - 五 前三号に掲げるもののほか、第一号に掲げる事由に準ずる事由
- ② 法第六十八条第二項の最高裁判所の定める事由は、品位を辱める行状、修習の態度の著しい不良その他これらに準ずる事由とする。

##### 〔修習の停止期間〕

第十八条 修習の停止の期間は、一日以上二十日以下とする。

- ② 修習の停止を命じられた司法修習生は、司法修習生としての身分を保有するが、修習をすることはできない。司法修習生は、修習の停止を命じられている期間中法第六十七条の二第一項の修習給付金を受けることができない。

##### 〔報告〕

第十九条 司法研修所長は、司法修習生に第十七条第一項各号のいずれか又は同条第二項の事由があると認めるときは、これを最高裁判所に報告しなければならない。

- ② 高等裁判所長官、地方裁判所長、検事長、検事正及び弁護士会長は、監督の委託を受けた司法修習生に、第十七条第一項各号のいずれか又は同条第二項の事由があると認めるときは、司法研修所長を経て、これを最高裁判所に報告しなければならない。

##### 〔補則〕

第二十条 この規則に定めるもののほか、司法修習生の罷免等に関する必要な事項は、最高裁判所が定める。

##### 附 則

この規則は、公布の日から、これを施行する。

##### 附 則〔昭和二七年九月三日最高裁判所規則第二二号〕

この規則は、公布の日から施行する。

##### 附 則〔昭和四五年一二月二八日最高裁判所規則第一三号〕

この規則は、公布の日から施行する。

##### 附 則〔平成一一年二月一〇日最高裁判所規則第一号〕

##### (施行期日)

- 1 この規則は、裁判所法の一部を改正する法律（平成十年法律第五十号）の施行の日（平成十一年四月一日）から施行する。

##### (経過措置)

- 2 この規則の施行前に採用され、この規則の施行後も引き続き修習をする司法修習生の実務修習の期間及び修習したものとみなされる期間については、なお従前の例による。

##### 附 則〔平成一二年一月七日最高裁判所規則第一号抄〕

##### (施行期日)

第一条 この規則は、平成十二年四月一日から施行する。

(準禁治産者に係る審判に関する経過措置)

第十二条 民法の一部を改正する法律(平成十一年法律第百四十九号)附則第三条第三項の規定により従前の例によることとされる準禁治産者及びその保佐人に関する家事審判規則の規定の適用については、附則第三条及び第八条から前条までの規定によるほか、なお従前の例による。

(司法修習生に関する規則の一部改正に伴う経過措置)

第十三条 前条の準禁治産者に関する司法修習生に関する規則の規定の適用については、なお従前の例による。

附 則 [平成一八年二月二三日最高裁判所規則第三号抄]

沿革

平成二二年 四月 七日最高裁判所規則第四号〔司法修習生に関する規則の一部を改正する規則の一部を改正する規則による改正〕

- 1 この規則は、司法試験法及び裁判所法の一部を改正する法律(平成十四年法律第百三十八号)附則第一条第二号に定める日(平成十八年四月一日)から施行する。
- 3 この規則の施行前に採用され、その施行後も引き続き修習をする司法修習生の修習については、この規則による改正後の司法修習生に関する規則(以下「新規則」という。)第十八条の規定を除き、なお従前の例による。
- 4 この規則の施行前にした行為に関する新規則第十八条の規定の適用については、なお従前の例による。

附 則 [平成二二年四月七日最高裁判所規則第四号]

(施行期日)

- 1 この規則は、平成二十三年十二月一日から施行する。

(経過措置)

- 2 司法試験法(昭和二十四年法律第百四十号)附則第二項及び司法試験法及び裁判所法の一部を改正する法律(平成十四年法律第百三十八号)附則第十条の規定により同法第二条の規定による改正後の司法試験法の規定による司法試験に合格した者とみなされた者であって、この規則の施行前に採用され、この規則の施行後も引き続き修習をする司法修習生の修習については、なお従前の例による。

附 則 [平成二九年八月四日最高裁判所規則第四号抄]

(施行期日)

- 1 この規則は、平成二十九年十一月一日から施行する。

(経過措置)

- 2 第一条の規定による改正後の司法修習生に関する規則第四章の規定は、この規則の施行後に採用された司法修習生について適用し、この規則の施行前に採用された司法修習生の罷免等については、なお従前の例による。

附 則 [令和元年七月九日最高裁判所規則第一号]

この規則は、公布の日から施行する。